

第24回淡路市子ども・子育て会議 会議録

開催日：令和4年11月30日（水）14：00～16：00

開催場所：津名ふれあいセンター2階 会議室1～4

出席委員：16名 欠席委員：4名

傍聴人：1名

1 開会あいさつ 健康福祉部子育て支援担当部長 細川

自己紹介 各委員とオブザーバー、事務局

2 淡路市子ども・子育て会議 委員の役割（業務）について

子ども・子育て支援法に基づき各市町村で策定が義務付けられている「市町村事業計画」の策定や、各事業が計画通り行われているかの確認等を行っていく。

3 会長あいさつ

4 報告事項

子ども・子育て支援事業計画令和3年度実績報告について

① 教育・保育事業、その他

市内各保育所(園)、認定こども園、事業所内保育、企業主導型保育事業について、計画値に対する令和3年度の定員数、令和4年3月31日時点での入所児童数を報告。（令和4年度第1回淡路市子ども・子育て会議資料 参照）

② 地域子ども・子育て支援事業

各事業について、計画値に対する実績数の報告及び計画値との乖離理由の見解について報告。（令和4年度第1回淡路市子ども・子育て会議資料 参照）

<委員からの意見>

○委員

報告資料5ページの「幼稚園型を除く一時預かり事業」について、計画値の量の見込みが800人に対して、実績値が42人となっている理由の中で、「施設の受け入れ態勢が整わない」ということが挙げられているが、それはどういうことか。

また、6ページの「病後児保育事業」について、計画値の見込みが130人に対して、コロナ禍も相まって実績値が0人となっているが、もう少し利用しやすくするなど、見直しが必要なのではないか。

加えて、放課後児童健全育成事業（学童保育）について、計画値の見込みが631人

に対して実績が504人と、数字としては足りているように見えるが、相談業務を行う中で、東浦地区における学童保育の利用児童が増えており、学童保育浦が利用できず困っているという相談を受けたことから、地域によって偏りがあるのではないかと感じており、地域ごとの利用状況も鑑み、全体の事業検討をしていただきたい。

●事務局

「幼稚園型を除く一時預かり事業」の利用実績が42人に留まった理由の一つとして、「施設の受け入れ体制が整わない」ことが挙げられている件において、事業の実施形態の変更の影響が考えられる。

本事業については、従来から公立2園で「一般型」として事業実施をしていたところ、令和3年度から「施設の余裕活用型」という類型に変更をしている。

なお、「施設の余裕活用型」というのは、施設の定員に空きがある状況であれば、その空き状況を利用して一時預かりの受け入れを可能とするものとなっている。

類型変更に至った経緯としては、「保育士不足」が大きく影響しており、通常保育への保育士配置を行い、当保育の実施体制を整える必要があったことが挙げられる。

また、施設定員の空き状況を利用して実施する事業であることから、1日の受け入れ枠は非常に少なくなり、保護者の方が利用を希望する日であっても園の行事等が重なると、受け入れができない事象も生じることから、実績値が計画値より大きく下回る状況になっていると考えられる。

加えて、新型コロナウイルス感染症による影響も、少なからずあるのではないかと考えている。

さらに、「施設の受け入れ態勢が整わない」事象に対する方策については、やはり「保育士の確保」に努め、受け入れ体制を整えていくということを考えている。

続いて、病後児保育事業について、まず当事業については市の実情に合わせて実施する事業となっている。昨年度の実績が0件となっている理由については、新型コロナウイルス感染症の影響もあると見込んでおり、この実績からは、当事業が保護者のニーズに沿っているか否かについては、読み取れないと考えることから、今回の中間見直しでの計画値の見直しは考えていない。また、本事業については、単に量的なものを拡大していくような事業ではないと考えている。

なお、サービスを利用しやすくするため、手続きの簡略化等のご意見もあったが、各手続については、病後児を安全に預かるために必要不可欠なものと捉えており、利用者の皆様にもご理解いただければと考えている。

さらに、利用実績が0人であったことに関して、新型コロナウイルス感染症を契機に、子どもが病気になった際に、保護者の方が家庭において見守れる社会環境の整備が進み、病後児保育を利用する必要がなかったケースもあるのではないかと捉えている。

○会長

これまでに本事業を利用した利用者から、使いやすさ等、実際に利用した方の意見や反応等は市として把握しているのか。

●事務局

実際利用された方の意見等については、子育て応援課までは入ってきていないが、預けたい時にすぐ預けることができない制度になっていることについては、市としても理解をしている。ただし、児童の安全面を考慮すると、やむを得ないものとする。

○委員

令和3年度の報告の中で令和4年度のケースについて話すのはおこがましいが、今年度に入って本事業を利用した方から相談を受けることがあった。

相談内容としては、利用希望日前日に園に連絡をしたが、その日は受け入れ体制が整わないことから、半日の利用にしてほしいと返答があり、半日預けたところ、預かり料金が1日2,000円となっていることから半日では1,000円かと思いきや、全額支払わないといけなかったという内容であった。

年間契約で聖隷に事業委託をしているのであれば、前日までに予約した人については全員利用できるように体制を整えておくべきではないか。

○会長

数字だけでは見えてこない実状があり、このような事象が発生しているのであれば、子育て応援課と聖隷が連携し、事業改善の検討をしていった方がよいのでは。

●事務局

まず、本事業については、年間契約で聖隷に委託しているものではなく、国の子ども・子育て交付金という補助事業に則り、聖隷が事業を実施していることにより、市が補助金を交付している事業となっている。

今回の事象については、園の事情で半日しか預かりができなかったという所で、補助金を交付する側としても、実施体制を整え、今後そういった事象が発生しないよう、先方とも協議を重ねていく必要があると考えている。

料金については、一般型の一時預かり事業も同じ考え方となっているが、1日単位の料金設定となっており、たとえ預ける時間が半日であったとしても、1日分の料金が発生するという制度となっている。

ただし、今回の事象については、事前に利用者に対して、半日の預かりとなるが料金については1日分必要な旨を伝える必要があったのではないかと考える。

○会長

それでは、東浦地区の学童保育の受け入れ体制についてはどうか。

●事務局

学童保育へのご意見について、希望者が全員校区内の学童を利用できるような方策を望むということであったが、確かに実状として、施設の広さや支援員の確保に苦慮しており、利用希望者全てのご家庭の方が、学童を利用できる環境が整えられておらず、担当課としても鋭意努力し、改善に向けて検討している。

浦と同様に児童数の多い志筑や学習小学校区においても、利用希望者が定員を超えている状況にある。

特に浦については、施設の広さの問題もあり、児童福祉施設等運営検討委員会においても、学校の空き教室の利用ができないか等、学校と調整を図りながら改善をしていきたいと考えている。

○委員

浦地域に居住しているため、学童保育のニーズについて疑問を感じていたが、担当課からの説明において今後改善されるということなので、安心している。

●事務局

改善検討中ということで、ご理解いただきたい。

○会長

他の意見として、1号認定の大幅な減少について、子育て世代の共働き世帯が年々増えていることを感じ、1号認定の実際の入所数の減少、2号認定の実際の入所数の増加に伴い、計画値の見直しが必要との意見もいただいている。

また、学童保育について、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年受け入れ人数を減らしているという話を耳にしたことがあり、低学年の計画値の利用見込み数を減数することにより、さらに受け入れ人数が減少することは起きないかという意見も頂戴しているが、どうか。

●事務局

確かに、コロナ禍で一部の学童保育施設において、利用を控えていただく旨の協力依頼をさせていただいたことはある。

ただし、両親が共働き等でどうしても預け先が必要なケースについては、学童保育は福祉施設であることから、閉めることはできないため、受け入れをさせていただいた。あくまで、このような取り扱いは感染拡大防止の観点からさせていただいた対応であり、計画値の減数とは関係のないものとなっている。今後も、児童数の推移をみながら、受け入れ人数等の計画値を検討していきたいと考えている。

現在の計画値については、策定当初は一宮学童の利用人数が多かったことから、令和2年度に80人から120人へ増員を予定していたが、今回の中間見直しにおいて現状利用児童数の推移に合わせる形で見直しを行う予定としている。

○会長

養育支援訪問事業の定義について、委員と事務局の間で認識にずれがあるように思うが、実際はどのような方を対象とする事業なのか。

また、実績値が少ない状況について、「対象者が利用を希望しない」というのはどういう状況なのか、対応できる訪問員の確保が困難ということに対する方策等はあるのか。

●事務局

まず、養育支援の定義について、虐待や育児ノイローゼ等、保護者が様々な問題を抱え、周りに頼れる人がいない状況にある場合において、保健師や助産師等がアセスメントをした上で、訪問が必要と認めた場合に、保育士等の訪問支援につなげていくものとなっている。

実際、利用実績が少ないというところで、「対象者のニーズに対応できる訪問員の確保が困難」とさせていただいている件については、精神疾患を抱える保護者の方への支援が必要となった際に、市の保健師や助産師が別事業で継続支援を行っている中、本事業のみ他の支援員に訪問を依頼することにより、利用者側の拒否感があり、本事業としての支援は困難となった事例があった。

ただし、本事業としての支援が困難な場合においても、関係機関との連携を行い、市の保健師や助産師が継続的に電話相談や訪問により支援を行っている。

○委員

養育支援の事業については、今の説明でよく分かったが、今回の計画の中間見直しにおいて、令和5年度、6年度の量の見込みが減数されているが、あくまで計画なので減数せずにそのまま残しておいた方がよいのでは。

少子化で出生数は減っているが、現状をみていると困難を抱える世帯は増えているのでは。

○会長

今の質問は審議事項にあたる、資料10ページの養育支援事業の中間見直しの内容にあたるので、事務局よりその部分の説明をお願いしたい。

●事務局

養育支援訪問事業の中間見直しについて、利用見込みが今まで5人に対して実績値が2人と数字としては差が感じられないが、パーセンテージで見ると国の計画の見直し基準である5%以上の乖離が続いていることから、利用見込み数を実績値に合わせる形で減数する方向で、審議事項に挙げている。

ただし、見込み数は減数するが、実施体制には変更なく、引き続き支援を実施していくということで、保健師から報告を受けている。

○会長

それでは、国の基準に基づき、計画値は定められているという理解で良いか。

●事務局

貴見のとおり。

5 審議事項

第2期子ども・子育て支援事業計画に関する中間見直しについて

計画値の見直し予定がある事業について、資料に沿って事務局より説明。

(令和4年度第1回淡路市子ども・子育て会議資料 参照)

<委員からの意見>

○委員

子育て短期支援事業について、第2期子ども・子育て支援事業計画の冊子の46ページに記載があるとおり、平成30年度の実績が6人、昨年度の実績が22人だが、今回の中間見直しの対象とはなっていない状況で、今後利用者が増加していくのではないかと感じており、見直しが必要なのではないか。

●事務局

子育て短期支援事業について、令和2年度は全く利用がない状況であった。本事業の利用については、支援を必要とする虐待傾向のある家庭が1家庭でも生じると、年間を通すと利用件数がかかなり増えるような性質にあり、対象家庭が生じる年と生じない年では、実績件数に大幅な差が生じ、見込みを立てにくい事業となっている。

そういった性質もあり、過去の実績を見てみても、令和元年度が64日、令和2年度が0日、令和3年度が22日であり、増加傾向にあるという状況でもない。

また、そういった支援が必要な家庭に対しては、令和5年度より家庭児童相談室としてヘルパー事業等の実施を検討しており、育児支援や家事支援をしていきたいと考えている。

このような支援を行うことで、ショートステイが必要となる事態を未然に防ぐことが期待されることから、計画値の見直しは行わない方向で考えている。

○委員

今回計画値の見直しを行わないということは、減数する見込みだが、病院のベッドと同じで、感染者が少ないからといってベッドを減らし、結果感染者が増えた場合に対応できないということがあるので、受け入れできるようにキープしておく必要があるのでは。

そういった支援が必要な世帯は潜在的に多いのではないか。現在は表面的には表れていないが、それが表れてきた場合に、受け入れられないという事態に陥らないのか。

●事務局

あくまで今回の見直しは、計画値の見込みの見直しとなっており、受け入れ体制については変わらない。

○会長

計画値については、20人の見込みに対して実績が22人なので、概ね20人の計画で現状維持と捉えているということか。

●事務局

貴見のとおり。

○会長

ただし、受け入れ体制には変更はないので、支援が必要な世帯が増えた場合も対応できるということか。

●事務局

貴見のとおり。

○副会長

当法人で児童養護施設も運営しているので、補足説明をさせていただくが、児童を受け入れする部屋数などの体制は変わらないので、計画値に関わらず、ニーズがあればほぼ対応ができる体制が常に整っていると捉えていただいでいて、構わない。

○会長

では、計画値については、増加傾向にあるとも言切れない状況から、当初計画どおり20人前後での推移と見込み、支援体制についてもこれまでと変わらず、ニーズがあれば受け入れられる体制を維持していき、次年度からはヘルパー事業など他のサービスにおいても、支援が必要な世帯を支えられるよう取り組んでいく見込みということでしょうか。

●事務局

貴見のとおり。

○会長

本日欠席の委員からの質問で、8ページの表において、2号認定の計画値を見直し増やしているが、定員は減らすのか。3号認定について事業所内保育所の新設により配分を増やして、認定こども園、保育所の配分を減らしているが、3号認定で希望の園に入れなかったという声もある中で、この影響により待機児童は発生しないのか。

この件については、どうか。

●事務局

まず、定員の計画値の見直しについて、1号認定は、現在進行中の計画値と実績値の間で大きく乖離が生じていることから、実績に合わせて計画値を見直している。

1号認定を減数した分、2号認定の利用見込み数を増やしているのに、定員を減数しているのはなぜかという点については、公立の保育施設において、実際の入所人数が減少していることから、令和4年度に利用定員の見直しを行ったので、実状に合わせる形で定員の減数という結果になっている。

また、3号認定の定員の見直しについても、公立保育施設については実状に合わせる形での減数となっており、待機児童が発生する見込みは考えていない。

しかし、市が想定する利用希望をはるかに上回った場合は、待機児童が発生する可能性もある。

加えて、3号認定で希望の園に入所できないケースがある点については、入所を希望する園への入所希望が定員を上回っていたため、希望どおり入れなかったのではと思われる。現在、4月からの入所申込みにおいては、希望の園に入れなかったとしても、第2第3希望の園を記入いただいている方については、そちらの園で入所調整を行っており、記入していない場合においても、いずれかの園には入所できるよう、調整を行っている。

ただし、途中入所を希望される方については、園の定員や保育士の不足により、希望の園に入れなかったり、入所待ちが生じている状況となっている。

○会長

その他、本日欠席の委員より、実績値でみると、現在学童保育について定員に空きがあるように見えるが、月に1日や2日などの一時利用等はできないのかという質問が挙がっているがどうか。

例えば、今回のような会議や個人懇談の際に、小学校低学年の子どもの預け先に困ったという意見がある。

●事務局

定員に空きがあれば一時利用が可能かという質問だが、一時利用を受け入れるとなると、支援員の配置やシフト管理が難しくなる。

現在は、1カ月単位での利用を想定した上でローテーションを組んでおり、料金も月額料金の料金で定めている。

については、現状では、学童保育の一時利用の実施は難しいと考えている。

○委員

このような会議に出席するにあたって、子どもの下校時間に合わせて途中退席をしなければいけないということを考えると、どこかで小学生の一時預かりができる施設があると有難い。こういったニーズはあると思うので、何とか検討していただければと思

う。

●事務局

学童保育の事業については、国の交付金も活用の上、実施をしている。交付金活用にあたっては、施設の面積や支援員1人当たりの児童数等、遵守すべき規定があり、一時的な利用を可能とするには、一時的に児童数が増えた場合に対応できるだけの広さや支援員の配置をあらかじめ行う必要がある。

現状でも、広さに空きがある所については、もう少し利用者を受け入れたいところだが、保育士と同様に支援員の確保に苦慮しており、難しい状況にある。支援員が増える見込みがあれば、検討も可能となると考えている。

○会長

学童保育の支援員と同様に、保育士についても不足がかなり深刻なのか不安視する意見があるが、どのような状況なのか。

●事務局

ご意見にあるとおり、保育士不足については、淡路市のみならず全国的に課題となっている。保育施設においても、一時預かりの受け皿を増やすことや、未満児の希望園への入所等、課題を解決するには保育士不足の解消が深く関わっている。

○会長

その他、意見や質問はないか。

○委員

養育支援訪問事業について、虐待やノイローゼになった場合の支援について、虐待やノイローゼまで至らず、こういった実績値に上がってこないケースはたくさんあると思う。自身も、実家が島外で双子の育児をしているが、周りに頼れる人もほとんどいない状況で、双子の育児によるノイローゼは一人の5倍といわれている中で心配もしていた。

しかし、そういった状況の中で何とか楽しく育児ができたのは、NPO法人まあるくがあったからだと感じている。

それだけ助けてもらえたと感じる理由としては、「いつ行っても良い」というところにある。学習センターにもお世話になっているが、コロナの状況もあり、予約制となっていた。まあるくも予約優先だが、いつ行っても受け入れてもらえるという点と、マンツーマンに近い形で話ができるという点にすごく救われた。

ノイローゼや虐待に繋がる直前は、自身の経験からも、食べられないし眠れない状況で、イライラした時にとにかく外に出て、ふらっと立ち寄れる場所があるというのはすごく助かった。ハンドブックにも、各種相談ダイヤル等の記載があるが、そういったところへ自身で危ないと気づいて連絡ができるのは、まだ健康的なのではないかを感じる。

このことから、NPO 法人まあるくの良い所が「いつでも行ける、マンツーマンに近い対応」にあるので、現在利用者が増え、その形の維持が難しくなっているのではと感じるので、人材確保等の予算措置をしてもらえると嬉しく思う。

また、このような場所が全国的にも広がっていけば、虐待やノイローゼを防ぐことにつながるのではないかと感じる。

○会長

委員の意見にあるとおり、こういった相談ダイヤルは敷居が高いのではないかと感じる。まあるくでは、ふらっと立ち寄った保護者の方の相談を受け、寄り添っているという点で、救われる方も多いのではないかと感じる。

自分では育児ノイローゼや負担を感じていない保護者の方でも、少し話をして元気になって帰っていくということもあるのではないかと。

どうしても予約をしたり手続きをしたりとなると、利用者のハードルが挙がるのではと感じるので、買い物ついで等に、気軽に立ち寄れる場所が求められているのではないかと考える。

○委員

まあるくは、市から委託を受けて「子育て世代包括支援センター“おむすび”」を運営しており、自分も含めてスタッフにとっても有難いことだと感じている。その中で、イオンに立ち寄った方が、授乳だけでもふらっと立ち寄れる環境づくりをしている。

また、赤ちゃん訪問の際に保健師の方が、おむすびの場を気軽に行ける場として紹介してくださり、日々連携を取って下さることも利用しやすい環境となっている一因だと感じている。

保健師の方も、気になる保護者の方には特に声をかけてくれたり、おむすびからも4カ月健診のスタッフとして参加し、直接声をかけることもある。

こういった取り組みが、おむすびが利用しやすい場所となっていることにつながっているように感じる。

○会長

資料の2ページにも、当法人が行っている利用者支援事業の実績が掲載されているが、数字では表しきれない部分があると思う。

オムツの配布事業や、授乳スペースの開放など、当法人の取組は多岐に渡っている中で、魅せ方が大事だと感じる。その他、意見等はないか。

○委員

9ページの妊婦健康診査事業の中で、「さくら助産院」が追加となっているが、当助産院では何人くらいのお子さんが生まれているのか。

●事務局

さくら助産院については、令和4年4月から開院しており、出生数について定期的な報告等を正式に受けてはいないが、会話等の中から、10人ほどのお子さんが生まれているのではないかと推測される。

○委員

行政とは関係のない部分なので、正式な報告等は受けていないという状況なのか。

●事務局

産後ケア事業等の市と連携のある事業については、報告等があるが、出産した場所については、特段把握はしていない。

ただし、助産院のみならず医療機関においても、低体重など出産後気になるケースについては、当事者の了解を得た上で、健康増進課へ情報をいただいている。

○副会長

出生地については、福祉の担当であるから把握がしきれないのか、市としても把握しきれない部分なのか。

●事務局

戸籍上の出生届を提出いただく際には、医師の捺印等が入るため、把握することができるが、その情報については戸籍の担当課で管理することとなる。

○副会長

そうすれば、後で調べれば把握することができるという認識でよいか。

●事務局

戸籍法上で取得している情報を、他の目的で利用するととなると、問題が別になってくるのではないかと考える。

福祉の方が必要な情報については、本人に了承を頂いた上で、医療機関等から直接情報をいただいているという状況にある。

○副会長

では、市内の子どもがそれぞれどこで生まれたかを把握することは、この会議においては必要のないものという認識でよいのか。

●事務局

戸籍関係の担当課においては、人口動態の報告の際に、出生児が島内で生まれたか否かを把握しているのではないと思うが、担当課ではないため、断言はできない。

○副会長

難しい問題で、極端な例になるが、たとえば保育園で受け入れた子どもに何かあった

際に、その子が「ブルーベイビー」であったかどうかというのを重要視する場合がある。その際に、病院においてはどこの医療機関で「ブルーベイビー」と認知したかという所まで追いかけることもあると思う。

現場の職員としては、出生数の把握に留まらず、市の福祉担当課として、市在住の子どもたちが「どこで生まれたか」は把握しておいた方が良いのではないかと考える。

○会長

市としてというよりは、健康増進課の方で把握をすることはできるのでは。

●事務局

健康増進課の方で、妊婦相談も行っているが、お子さんが生まれた後は、概ね3ヵ月以内に赤ちゃん訪問の事業で訪問を行っている。

その中で、赤ちゃんの体重計測や母子手帳の確認も行っている。そこで気になる家庭については、必要な支援につなげていくが、すべての母子手帳の情報を健康増進課が拾い上げてはいない。

必要な情報については、面談の上、記録を保管しているが、すべてのお子さんがどこで生まれたかの情報を健康増進課において一括して持っているという状況にはない。

○会長

今後、計画や事業を検討していくにあたり、個人情報に抵触しない範囲で、そういった情報を管理しておいた方が良いのではないかと。

さくら助産院も、今後妊婦健康診査への参加や、一時預かり事業も始めているという点で、様々な面で行政とのつながりもできてくるのではないかと感じる。

一時預かりについては、本計画の実績にも影響が出てくるのではと感じる。

●事務局

さくら助産院の一時預かりについては、先日、子育て応援課やまあるく、社会福祉協議会の職員で直接助産院を訪問し、現状等の話を伺ってきたが、分娩の際のお子さんの預かりと、産後ケア事業で来院された方からの赤ちゃんだけの預かりのニーズをきっかけに、助産院のサービスの一環として一時預かりを始めているとのことで、事業拡大に当たっては、施設や職員の基準を満たす必要があるため、現状ではそこまで至っていないとのことであった。

○会長

色々なところで、インフォーマルな形も含めて各団体が連携し、保護者の方が子育てしやすい環境を整えていく必要があると感じる。

6 その他

(1) 淡路市子育てハンドブックの発行について

●事務局

子育て応援課では、昨年度に引き続き「子育てハンドブック」を作成し、9月頃から市内各所で配布を行っている。

内容について、今回は48ページの市内公園一覧と、55ページの公園マップの追加を試みている。

次年度以降についても、子育て支援関連の情報発信について引き続き課内で工夫を凝らしていきたいと考えているので、委員の皆さんからもまたご意見等があれば頂戴したい。

○会長

補足となるが、図書館横の小さな公園も、子ども連れの親子が集まるのに良い場所となっている。

○委員

図書館横の公園については、図書館策定委員会の際に、一般の保護者の方から「淡路市は公園が少なく、近くにもない」という意見があり、小さな遊び場の設置が実現した。図書館の入り口スペースは飲食が可能となっていたり、ガラス張りにもなっていることから、子育て中の親子が集まりやすい場所となっているという意見を聞く。

○会長

こういった意見もあるので、次年度ハンドブックを作成する際に、図書館横の広場についても掲載ができると良いのではと感じる。

ハンドブック全体としては、大分見やすくなっている。QRコードも増えており、スマートフォン等とも連動させて使いやすくなっているのではないかと感じる。

本日は、商工会女性部からも委員の出席をいただいております。実績報告について表にまとめられ分かりやすく、進捗状況等についても現状と取組が良く調べられているというご意見をいただいております。

商工会の理事会、役員会でも報告いただけるとのことで、よろしくお願ひしたい。他に意見等はないか。

○委員

色々な報告を聞いている中で、保育士や学童保育の支援員不足の課題が挙がっていたが、淡路市として今後この不足を解消するためにどのような方策を考えているのか。

第2回の会議でも良いので、取組について報告いただけないか。もし、今答えられるのであれば、回答いただきたい。

○事務局

保育士確保については、兼ねてより課題として挙がっており、市としてもどのような方策を取れば、島外の保育士の転入や、淡路出身の子どもたちが資格を取って淡路に帰ってきて保育士・支援員として働いていただけるのか模索をしているが、なかなか有効な手立てがない状況にある。

しかし、何の手立ても行っていないという訳ではなく、先日も保育協会が主催する私立の保育士の就職フェアに島内三市の保育所所管課も初めて参加し、学生の方を対象にPRする機会をもってきた。

また、他市の保育士確保策についても情報収集を行っているところだが、「この方策をとれば必ず解決につながる」ということが見つけにくい課題なのではないかと感じている。

学童保育についても、支援員の確保が課題となっており、随時職員の募集を行っている状況にある。もし、興味のある方が身近にいれば、案内していただくと有難い。

保育士等の免許がない方についても、補助員から初めていただき、経験年数を積む中で研修を受け、支援員として働いていただくことも可能となっている。

淡路市の場合は、会計年度任用職員として採用している。現状は一旦辞めた方においても、支援員不足の際に急遽対応いただける職員を確保し、一時的に対応していただく等の形態も取りながら、運営を行っている。

また、インターンシップの受け入れや、長期休み中の支援員が不足する際の学生アルバイトの受け入れなども行うことで、学童保育の仕事について知ってもらう機会を設けている。

こういった取り組みの中で、自分も小学生の時に学童保育を利用しており、先生方によくしてもらったので自分も恩返しの形で支援をしたいと来てくれる学生もいる。微力ではあるが、こうした取り組みで1人でも支援員が増えるよう、これからも継続していきたい。

○副会長

公立のみならず、私立も含めて淡路島では保育士が足りていない。保育士については、私立も含めて是非とも検討を進めてほしい。

学童保育については、本会議においても何度も課題として意見が挙がっている。

シルバーの活用や、近隣大学の学生の活用等、色々な意見が挙がる中で、今もなお不足している状況にあるのは、「量と質」の考え方があるように、現在はサービスの質の高さも求められることから、より人材が不足しているのではないかと感じる。

しかし、少しでもニーズにあった学童保育を実施いただきたいと考えるので、是非とも市としても、確保方策の検討を続けてほしい。

○会長

他に意見等はあるか。

○委員

この前初めて議会報告会というものに参加したが、参加者は高齢者が多い。

利用者からの意見として、淡路市は高齢者には優しいが、子育て世代にはどうなのだろうか、ということをする。

例えば、インフルエンザの予防接種においても、65歳以上の高齢者には助成があるが子どもは助成がない。

また、あわ神あわ姫バスにおいても、高齢者は半額で利用できるが、就学前の子ども連れの保護者に対する助成はなく、志筑の町中からしづかホールまで乗ったとしても500円かかるので、高齢者と同様に半額にならないだろうか。

さらに、NPO法人まあるくに登録のある助産師が、新型コロナワクチンの応援に行った際の報償費を用いて、新生児向けのオムツ配布を今年度限り行っている。

生後1ヵ月以内に来ていただくようになっており、出生届の際に案内を受けた方が訪れ、助産師の相談につなぐことも可能となっているが、年度末で終了する予定なので、同様の施策を市で行えるよう予算確保はできないか。

○会長

オムツ配布事業は他市でも取り組んでいる事例をよく見かける。インフルエンザ予防接種の助成なども含め、淡路市で子育てがしたいと思っただけのよう、小さなサービスも必要だと考えるので、予算等に関わる意見となるが、検討をいただきたい。

(2) 令和4年度第2回淡路市子ども・子育て会議（第25回）について

次回第25回子ども・子育て会議の開催については、2月開催の予定。

7 閉会あいさつ 三浦副会長

以 上